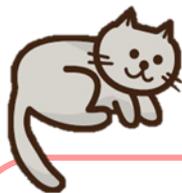


令和2年度
新メニュー！

地域における

動物の相談支援体制の整備事業



のご案内



～新メニューの概要～

令和2年度から、医療保健政策区市町村包括補助事業に新たなメニュー「**地域における動物の相談支援体制の整備事業**」が追加されました。

本メニューは、飼い主が健康上の理由等でペットを飼い続けることが困難となった場合に、身近な地域で相談ができ、支援を受けられる体制を確保するためのものです。

また、地域で飼い主のいない猫による問題が生じている場合には、猫を保護して新たな飼い主に譲渡するための活動も対象となります。

※募集は令和4年度までで、最大3年間（令和4年度に開始した場合、令和6年度まで）活用できます。

※従来の「飼い主のいない猫対策緊急促進事業」とは別のメニューです。

この機会に、ぜひ活用のご検討をお願いします。

 補助対象経費（補助率は10/10）**① 飼い主への助言・支援に要した経費**

例：獣医師会や動物愛護推進員に依頼しているペットの飼い方相談会の報償費

② 飼い主から引き取った動物や保護した飼い主のいない猫を譲渡するまでに要した経費

例：動物を保護した時点で負傷していた場合の治療費
不妊去勢手術費用、各種検査費用やワクチン代
動物を預かったボランティアが負担した必要経費（餌代、ペットシート代等）、ペットホテル代

③ 新しい飼い主へ動物を譲渡するために要した経費

例：譲渡会のチラシ作成経費
譲渡のための動物の搬送費
マイクロチップ装着費用

以下の①～④の全てを実施することが条件です。

① 動物の飼養等に関する相談体制の整備

- 飼い主からの相談対応をボランティアや動物愛護推進員、獣医師会等へ委託しても構いません。定期的な相談会も対象となります。
- 飼い主から「ペットを飼いつけることが困難になった」という相談について、必ずしも区市町村において対応を完結する必要はありません。ボランティアや東京都動物愛護相談センターへつなぐことも選択肢の1つです。

② 飼い主が健康上の理由等で飼養継続困難となった場合等における動物の譲渡に向けた取組

- 譲渡までに長期管理となっても、飼養管理期間に上限はありません。
- 最終的に譲渡が成立したかどうかは問いません。
- 譲渡会は、必ず区市町村が開催しなくても構いません。区市町村ホームページで、保護している動物の譲渡情報を公開したり、ボランティアの開催する譲渡会のチラシを庁舎内に掲示したりすることも対象となります。
- なお、本メニューでは譲渡目的のみが対象となり、いわゆるT N R（Trap・Neuter・Returnの略。）は対象外となることに注意してください。

③ 事業運営等に係る検討会議の開催

- 会議の構成メンバーや開催回数の制限はありません。
- 既存の会議体やミーティングを活用しても構いません。

④ 報告書の作成

- 年度ごとに実施状況等について報告してください。様式は問いません。

各区市町村での活用例（想定）

- ◆ 犬・猫の飼い方相談会を獣医師会やボランティアに委託して実施する。
- ◆ 飼い主のいない猫対策はT N R中心だが、子猫は譲渡しているという場合に、子猫を保護してから譲渡するまでの費用を助成する。
- ◆ これまで区市町村で行ってきた飼い主のいない猫対策（不妊去勢手術費を対象）に、譲渡前のマイクロチップ装着やワクチン接種、各種検査などの費用を追加で助成する。
- ◆ 多頭飼育崩壊で飼育放棄された動物をボランティアが引き取る場合に、譲渡までの費用を助成する。
- ◆ 譲渡会について、会場代、チラシの作成費、動物の輸送費等を助成する。

